

## 社会福祉法人鶴翔会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴翔会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償について定める。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が、理事会、評議員会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支給する。

### (理事及び評議員の業務報酬)

第4条 理事長が、理事会、評議員会以外の日において、法人の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び費用弁償を支給する。

2 理事が、理事会、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人の内部監査及び運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び費用弁償を支給する。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び費用弁償を支給する。

### (監事の報酬)

第5条 監事が、法人の指導監査への立会及び監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び費用弁償を支給する。

### (報酬の支給方法)

第6条 報酬は、会議等出席した都度、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (重複支給の防止)

第7条 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月6日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会	10,000円	1,800円
評議員会	10,000円	1,800円

※但し、上記の報酬(日額)金額は4時間以上の場合に限る。4時間未満の場合は、2分の1の額とする。

別表2 (第4条・第5条関係)

名 称	報 酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事長	10,000円	1,800円
理事(内部監査)	18,000円	1,800円
理事	10,000円	1,800円
評議員	10,000円	1,800円
監事(指導監査・監査)	18,000円	1,800円
監事	10,000円	1,800円

※但し、上記の報酬(日額)金額は4時間以上の場合に限る。4時間未満の場合は、2分の1の額とする。